

東京海上ホールディングスの魅力と投資機会

【レポートの要約】

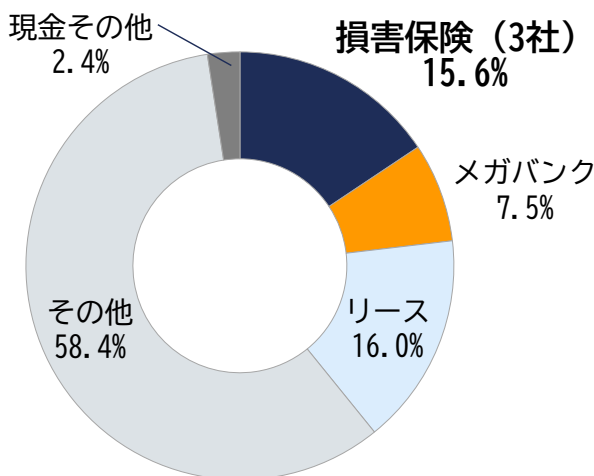
- 2026年3月、「投資の神様」と呼ばれたウォーレン・バフェット氏が築いた米国の保険・投資会社バークシャー・ハサウェイは、日本を代表する損害保険会社である東京海上ホールディングスへの出資を発表しました。
- バークシャー・ハサウェイは2020年に伊藤忠商事、三菱商事、三井物産など大手商社5社にも投資を開始しており、2025年末時点で約353億米ドル(約5兆5,000億円)の株式を保有しています。今回はそれに続く第二弾の日本株投資となります。
- 当ファンドでは、日本の損害保険会社の投資機会に注目し、2022年5月より投資を開始しました。2026年3月末日現在、東京海上ホールディングス、MS&ADインシュアランスグループホールディングス、SOMPOホールディングスへの組み入れを継続しています。
- 世界の自然災害による損害総額は、2014年から2024年までの10年間で約1.6倍に増加しました。こうした環境の変化を背景に、損害保険業界は、今後も新たな保険ニーズに対応する商品開発や市場拡大が期待される成長分野と考えられます。

当ファンドによる保有状況

- 当運用チームでは、日本の金融セクターにおいて、損害保険ビジネスは銀行や生保ビジネスと比べ、長期的な観点からより魅力的と捉えています。当ファンドでは、日本の損害保険業界が3社による寡占市場であることや、巨額の含み益を有する政策保有株を武器に潤沢な株主還元と積極的なM&Aを両立した経営が可能であるとの見通しの下、2022年5月以降、上場損保グループ3社すべてに投資しています(各銘柄の組入比率は機動的に調整しています)。
- 2026年3月末日現在、当ファンドにおける損害保険会社3社は、リースやメガバンクと並ぶ主要な構成銘柄の一部を占めています。

当ファンドの業種別組入比率

2026年3月末日現在



※ 組入比率は純資産総額に対する当該資産の時価の比率を表示しています。
※ 上記業種は当レポートにおいて当社が独自に分類・集計したものです。
※ 上記はご参考資料であり、特定の有価証券等を推奨しているものではありません。
※ 過去の実績等は将来を保証、示唆するものではありません。
出所：会社資料等をもとにスパークス・アセット・マネジメント作成
本資料の最後に付記しております免責事項を必ずお読み下さい。

特化型

東京海上ホールディングス(8766)とは

日本初にして、日本最大の損害保険会社

- ・ 渋沢栄一氏らによって1879年に設立された、日本初の損害保険会社です。創業当時、海外諸国との貿易が拡大する中で貨物の流出・破損などの海難事故が社会課題となっており、貿易貨物を海難事故から守ることを目的とした海上保険会社として、保険の取り扱いを開始しました。その後1914年には、日本で自動車問わず1,000台程度しか走っていなかった時代に、日本初の自動車保険を開発、販売を始めました。
- ・ 契約者の損害リスクを引き受ける保険事業では、リスクを地理的・事業的・商品的に分散することが重要です。このため同社は、20年以上にわたり、国内損害保険事業とは相関の低い海外保険事業の拡大を、買収などを通じて進めてきました。

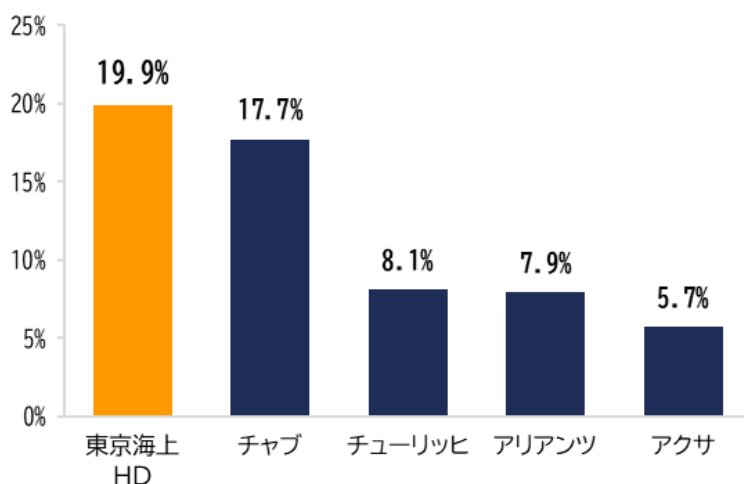
世界の損害保険会社の時価総額ランキング

2025年8月末日現在

順位	社名	時価総額
1	アリアンツ (ドイツ)	24兆51億円
2	プログレッシブ・コープ (米国)	21兆2,767億円
3	チャブ (米国)	16兆1,112億円
4	チューリッヒ (スイス)	15兆7,202億円
5	アクサ (フランス)	14兆8,312億円
6	東京海上ホールディングス (日本)	12兆3,795億円
7	トラバラーズ (米国)	8兆9,800億円
8	オールステート (米国)	7兆8,758億円

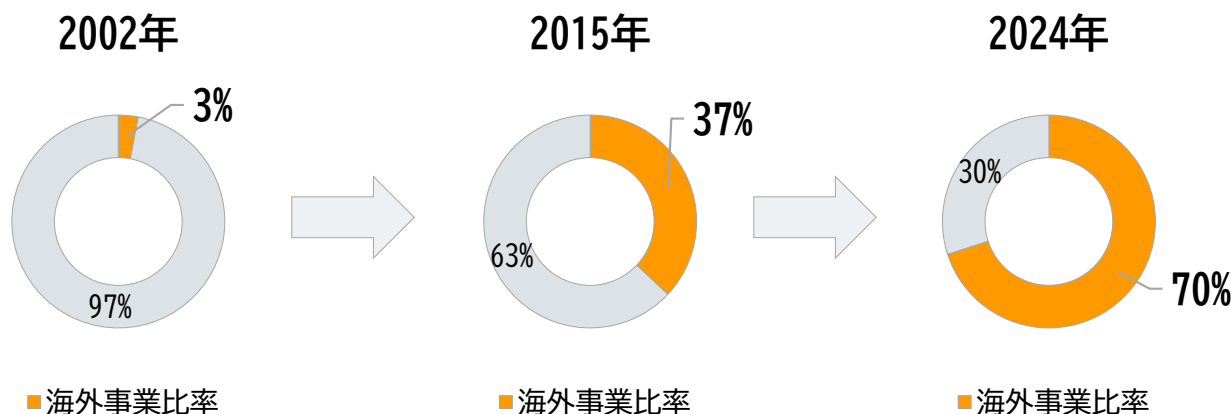
損保各社の年平均利益成長率*1

2019年~2024年



東京海上ホールディングスの海外事業比率*2

2002年(左)／2015年(中央)／2024年(右)



*1利益成長率はEPSの成長率をもとに計算しています。

*2海外事業比率は東京海上ホールディングスの修正純利益に対する海外事業別利益の比率です(2024年は政策株式売却益を除きます)。

※ EPS(Earnings Per Share):1株当たり純利益を指し、当期純利益÷発行済株式数の計算式で求めます。各社のEPSは、自然災害を平年ベースに補正する等、一過性の要因を調整した値を使用しています。

※ 上記右グラフの「東京海上HD」は東京海上ホールディングスを指しています。その他損保の社名は一部略称を記載しています。

※ 上記はご参考資料であり、特定の有価証券等を推奨しているものではありません。また、過去の実績等は将来を保証、示唆するものではありません。

出所：会社資料等をもとにスパークス・アセット・マネジメント作成
本資料の最後に付記しております免責事項を必ずお読み下さい。

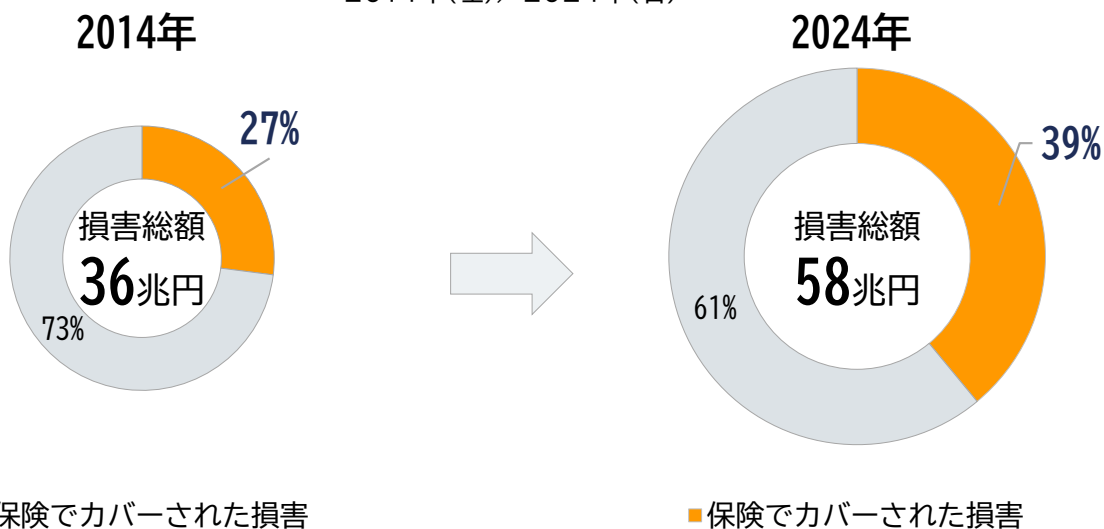
成長産業としての保険事業

世界の自然災害は増加傾向にあり、損害保険のニーズは年々高まっている

- 世界の自然災害による損害総額は、2014年の36兆円から2024年には58兆円と、約1.6倍に増加しました。これに伴い、保険によって損害を軽減・回避したいというニーズも年々拡大していると考えられます。
- 一方で、保険によってカバーされている損害の割合は、2014年の27%から2024年に39%まで上昇しているものの、未だ約6割の損害は保険で十分に補てんされていません。今後、さらなる商品やサービスの拡充が期待されます。

世界の自然災害による損害額と保険カバー率

2014年(左)／2024年(右)



* 損害総額(概算)には2024年12月末日の対顧客電信売買相場仲値(1米ドル=158.18円)を適用

損害保険会社が事業を分散するメリット

- 国内と海外の災害が同時に発生する可能性は相対的に低いため、増加する保険料(=収入)に対して、備えておくべき資金(最大損失額)は減少すると考えられます。その結果、より安定的かつ効率的な事業展開が可能になります。

損失が同時に発生する



損失が同時に発生しにくい



※ 上記はご参考資料であり、特定の有価証券等を推奨しているものではありません。
 ※ 過去の実績等は将来を保証、示唆するものではありません。
 ※ 画像はイメージです。
 出所：会社資料等をもとにスパークス・アセット・マネジメント作成
 本資料の最後に付記しております免責事項を必ずお読み下さい。

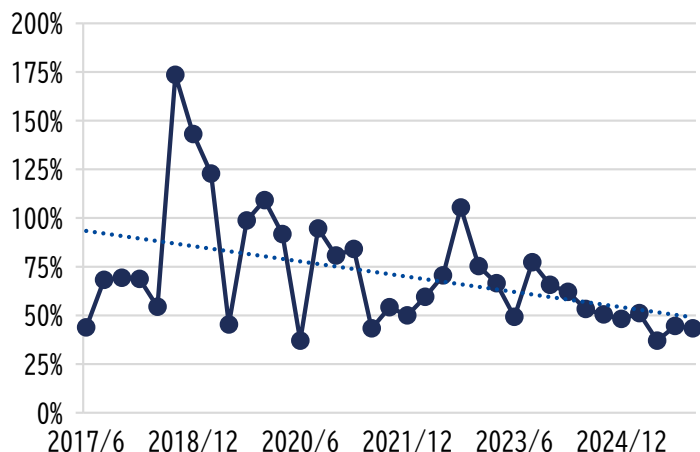
特化型

日本の損保業界は世界でも珍しい寡占化状態

- 1990年代の金融ビッグバン以降、日本では損害保険業界の再編が進む中で大手グループ3社に集約され、現在では市場シェアの8～9割を占めるようになりました。海外の主要地域を見渡しても、これほど寡占化が進んでいる損害保険業界は多くはありません。このような市場構造は「価格決定力」の向上につながると考えられており、保険料の引き上げや保険料に対する損害額の抑制を通じて、利益の拡大に寄与すると見込まれます。

東京海上日動火災保険の火災保険損害率*推移

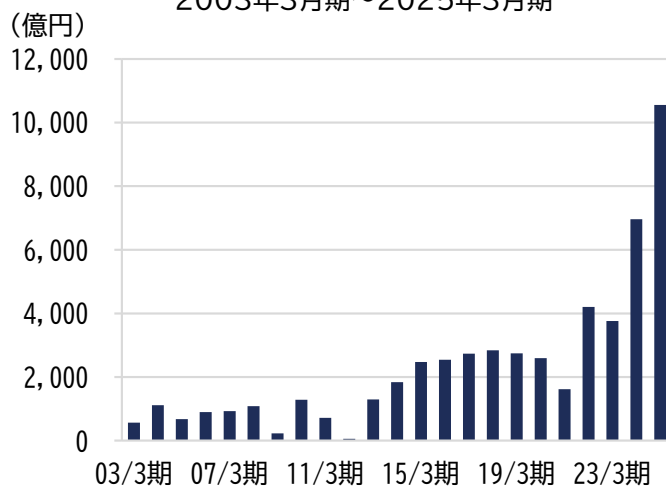
2017年6月～2025年12月



損害率 = 損害額 ÷ 保険料

東京海上ホールディングスの純利益の推移

2003年3月期～2025年3月期

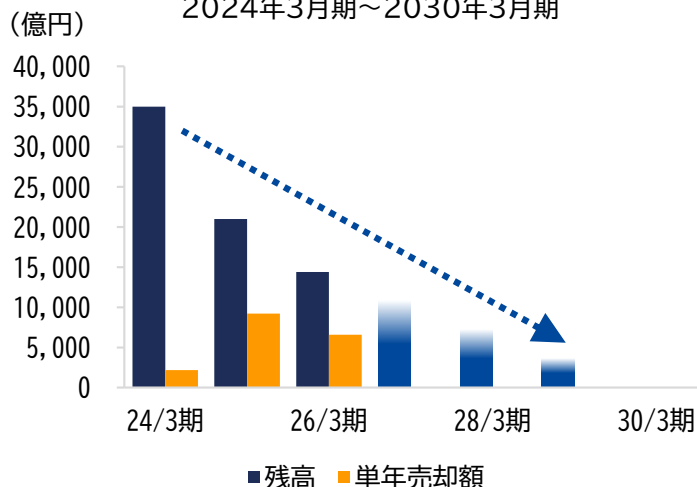


積極的な株主還元も続く

- 1960年代以降、企業向け保険ビジネスにおける顧客関係の構築・維持を目的に保有されてきた政策保有株は、現在では巨額の含み益を持つ資産となりました。大手損害保険グループは同資産を財源に、海外企業の買収や株主還元の実施などに活用しており、経営戦略上の重要な要素の1つとなっています。このように、相対的に豊富な金融資産を保有する損害保険業界は、世界的に見ても特徴的な存在といえます。

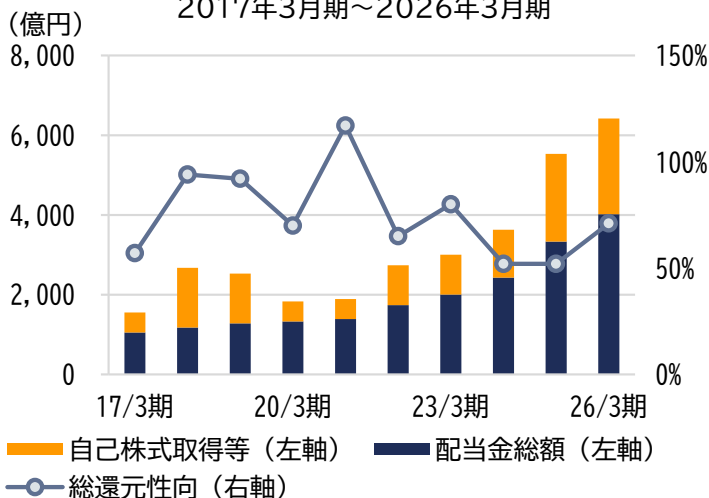
政策保有株式の残高・売却金額推移

2024年3月期～2030年3月期



株主還元(配当金総額・自己株式取得等)の推移

2017年3月期～2026年3月期



* 損害率は正味E/I損害率(含む損害調達費)：正味のアード・インカード損害率(=発生損害額÷既経過保険料)を用いて計算しています。
 ※ 下段左グラフにおける2027年3月期～2029年3月期の数値はスパークス・アセット・マネジメントによる推計値です。
 ※ 下段右グラフにおける2026年3月期の数値は東京海上ホールディングスによる予想値です。
 ※ 上記はご参考資料であり、特定の有価証券等を推奨しているものではありません。
 ※ 過去の実績等は将来を保証、示唆するものではありません。
 出所：会社資料等をもとにスパークス・アセット・マネジメント作成
 本資料の最後に付記しております免責事項を必ずお読み下さい。

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、主として国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、次の通りです。

●株価変動リスク ●集中投資のリスク ●信用リスク ●その他の留意事項(システムリスク・市場リスクなどに関する事項)

※ 基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※ 詳しくは販売会社までお問い合わせください。 購入時手数料は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して年率1.804%(税抜1.64%)を乗じて得た額とします。 【信託報酬の配分:内訳(税抜)】 委託会社:年率0.90%、販売会社:年率0.70%、受託会社:年率0.04% 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
監査費用 印刷費用	監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ※ 監査費用:ファンドの監査人に対する報酬および費用 印刷費用:有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用
その他の費用・ 手数料	組入る有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、その都度信託財産から支払われます。 これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 ※ 組入る有価証券の売買委託手数料:有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息

※ 当該手数料等の合計額については、ファンドの購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

<特化型に関して>

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限の例外」を適用して特化型運用を行います。そのため、一般のファンドにおいては、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率として10%を上限として運用を行うところを、当ファンドにおいては、35%を上限として運用を行います。

お申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。

■ ファンドの関係法人について

- 委託会社 スパークス・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第346号
(加入協会) 一般社団法人資産運用業協会、日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。
- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社の指図に基づく信託財産の管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託を行います。
- 販売会社 下記一覧参照
ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

販売会社	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 資産運用業 協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	
野村證券株式会社※	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
株式会社SBI証券※	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○		
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者： きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○		
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者： きらぼしライフデザイン証券株式会社) (オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者：株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者：マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
損保ジャパンDC証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第106号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○			
東海東京証券株式会社※	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	○	○		

※ 野村證券株式会社、株式会社SBI証券、東海東京証券株式会社は、一般社団法人日本STO協会に加入しています。
(次ページへ続く)

お申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。

(前ページから続く)

販売会社	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 資産運用業 協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	
西日本シティIT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者:マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○		○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3031号	○		○	○
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○	○		
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3233号	○	○	○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○	○		
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第346号	○		○	○

お申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。

<免責事項>

- 当資料はお客様向け資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込みを行う場合には、投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をお渡しますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。
- 当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。
- 当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。
- 当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お問合せは販売会社まで。

【お問い合わせ先】スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【ホームページ】<https://www.sparx.co.jp/>

【電話番号】03-6711-9170(受付時間:営業日の9:00~17:00)

SPARX

© 2026 SPARX Asset Management Co., Ltd.